## 議案第117号、議案第118号、議案第119号及び議案第120号参考資料

議**案第117号** 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について 期末手当の支給月数を 0.05 月引き下げ

		改正前	令和2年度改正	令和3年度改正	
6月期	期末	1. 300月	1. 300月	<u>1. 275月</u>	
	勤勉	0.950月	0.950月	0.950月	
12月期	期末	1.300月	<u>1.250月</u>	<u>1. 275月</u>	
	勤勉	0.950月	0.950月	0.950月	
年間		4. 500月	4. 450月	<u>4. 450月</u>	

## 議案第118号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業 管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当の支給月数を0.05月引き下げ

	改正前	令和2年度改正	令和3年度改正
6月期	2.250月(2.250月)	2.250月(2.250月)	2.225月 (2.225月)
12月期	2.250月(2.250月)	2. 200月 (2. 200月)	<u>2. 225月</u> ( <u>2. 225月</u> )
年 間	4.500月(4.500月)	4. 450月 (4. 450月)	4. 450月 (4. 450月)

※カッコ内は職員

## 議案第119号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例 の一部を改正する条例の制定について

期末手当の支給月数を0.05月引き下げ

	改正前	令和2年度改正	令和3年度改正
6月期	1.70月(1.70月)	1.70月(1.70月)	<u>1.675月</u> ( <u>1.675月</u> )
12月期	1.70月(1.70月)	<u>1.65月</u> ( <u>1.65月</u> )	<u>1.675月</u> ( <u>1.675月</u> )
年 間	3.400月(3.400月)	3.350月(3.350月)	3.350月(3.350月)

※カッコ内は国

## 議案第120号 山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

期末手当の支給月数を0.05月引き下げ

	改正前	令和2年度改正	令和3年度改正
6月期	1.30月(1.30月)	1.30月(1.30月)	<u>1.275月</u> ( <u>1.275月</u> )
12月期	1.30月(1.30月)	<u>1.25月</u> ( <u>1.25月</u> )	<u>1.275月</u> ( <u>1.275月</u> )
年 間	2.600月(2.600月)	2.550月(2.550月)	2.550月(2.550月)

※カッコ内は職員